

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局「八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定（流量検討・河道計画検討部門）」の締結企業については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和4年1月28日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長 服部 洋佑
熊本県八代市萩原町1丁目708-2

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所が管理する直轄区間等において災害が発生した場合若しくは災害の発生が予測された場合に備え、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、災害時等応急対策業務(流量検討・河道計画検討)を迅速に実施するための体制を確立するものであり、もって地域の安全確保、早急な施設の保全・復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とする。なお、八代河川国道事務所管理区間外において広域的な支援が必要となる場合には、本協定に基づく対応を行う場合がある。

(2) 協定対象区域

本協定の対象区域は、主に八代河川国道事務所が管理する河川事業の管内とする。

ただし、当事務所が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十七条の規定に基づき管理区間外の事務を行う場合には、その事務を行う範囲を対象区域とする。また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長または災害等支援本部長等から応援要請があった場合、その他八代河川国道事務所長が必要と判断した場合は、当該区域を対象区域とする場合がある。

(3) 協定期間

令和4年4月1日（予定）～ 令和5年3月31日

(4) 協定締結企業の企業数及び選定方法

本協定締結の対象企業数は2社程度を予定している。

協定締結企業の選定は、応募のあった企業の中から以下の内容を総合的に判断して選定する。

① 4. に掲げる応募資格要件を満たしている者。

② 業務実施体制及び業務実績等の経験・能力など災害時における履行の確実性。

(5) 協定締結後の業務等の請負契約

本協定締結後、災害等が発生した場合において当事務所が緊急的に業務を実施する必要があると判断した場合は、対象企業に対して、必要となる業務等の実施を要請するものとし、あわせて両者は速やかに業務請負契約を締結するものとする。

但し、本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

4. 応募資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

なお、認定がなされない場合もしくは協定締結後に一般競争参加資格を失効したときは、失効した日をもって協定を無効とする。

- (3) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (7) 平成 23 年度～令和 2 年度に完了した業務において、国、県（政令市を含む）・機構等が発注した河川に関する流量検討・河道計画検討業務の実績があること。
- (8) 平成 23 年度以降公示日までに完了した業務のうち、国土交通省発注業務(港湾空港関係を除く)の平均業務評定点が 60 点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく国土交通省発注業務(港湾空港関係を除く)の実績がない場合は、この限りではない。
- (9) 緊急業務に対応する体制として、1 名以上の技術士(総合技術監理部門 建設関連科目又は建設部門)もしくは RCCM (河川、砂防及び海岸・海洋部門) の資格を有する者を早急に対応させることができること。
- (10) 緊急業務に対応する体制として、概ね 2 時間以内に八代河川国道事務所に参集することができる体制を確保できること。

5. 基本協定締結者の選定方法

- (1) 基本協定の締結は、4. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 申請書及び技術資料に基づき、災害時における履行の確実性について評価・選定する。

6. 協定締結応募資格の確認等

- (1) 本協定締結を希望する企業は、次に掲げるところにより申請書等を提出し、応募資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに応募資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：令和 4 年 1 月 28 日（金）から令和 4 年 2 月 14 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで
 - ② 提出場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町 1 丁目 708-2
国土交通省 九州地方整備局 八代河川国道事務所 調査課
電話 0965-32-7551(直通) FAX 0965-32-1688(直通)
担当：調査課長（内線 351）、調査係長（内線 352）
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。
- (2) 申請書は、別紙「様式-1」により作成し、会社の代表印を押印すること。
 - (3) 参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 4 年 3 月 4 日（金）までに書面または F A X により通知する。

7. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

- ① 提出期限：令和4年3月11日(金) 17時00分。
- ② 提出場所：上記6.(1)②に同じ。FAX番号：0965-32-1688
- ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。

(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、八代河川国道事務所調査課長へ電話で確認すること(不在の場合は調査課職員で可)。

(2) 当職は、説明を求められたときは、令和4年3月22日(火)までに説明を求めた者に対し、書面またはFAXにより回答する。

8. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

(必須)

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	様式は[様式-1]とし、必ず会社の代表者印を押印すること。
(2) 企業の実績 [様式-2]	様式は[様式-2]とし、平成23年度～令和2年度に完了した業務において、国、県(政令市を含む)・機構等が発注した河川に関する流量検討・河道計画検討業務の実績より、3件まで記載する。 実績の記載は八代河川国道事務所が発注した業務を優先し記載する。
(3) 技術者の資格 [様式-3]	様式は[様式-3]とし、4.(9)を満たす技術者を記入する。また資格の確認できる資料を提出する。 ①技術士(総合技術監理部門 建設関連科目、建設部門)、又はRCCM(河川・砂防及び海岸・海洋部門)を有する者について、3名を上限に記載する。

(その他)

(4) 企業の表彰 [様式-2]	様式は[様式-2]とし、九州地方整備局発注業務で直近2ヶ年(平成31年度・令和2年度完了業務)における、「河川」の局長表彰又は事務所長表彰の有無を記載する。記載した表彰について、表彰状の写しを添付すること。
(5) 簡易な 業務計画	様式は[様式-4]とし、災害に備え、早期に出動するための体制及び業務実施体制について記載する。
(6) アクセス	様式は[様式-5]とし、八代河川国道事務所までの距離、移動時間等を記載すること。

9. 評価に関する事項等

(必須)

評価項目	評価内容
業務実施体制	(様式-3により評価) ・応募資格要件4.(9)を満たす技術者の在勤人数。 ①技術士(総合技術監理部門 建設関連科目、建設部門)、又はRCCM(河川・砂防及び海岸・海洋部門)の在勤人数
業務実績	(様式-2により評価) ・過去10ヶ年度(平成23年度から令和2年度)に完了した国、県(政令市を含む)・機構等の発注の業務実績件数 実績の記載は八代河川国道事務所が発注した業務を優先し評価する。
	■業務実績の評価 ・九州地方整備局発注(九州管内事務所の発注業務含み)の過去2ヶ年度(平成31年度から令和2年度)における業務の平均点

(その他)

評価項目	評価内容
企業の表彰	(様式-2により評価) ・九州地方整備局発注業務で直近2ヶ年(平成31年度・令和2年度完了業務)における「河川」の局長表彰又は事務所長表彰の有無
簡易な業務計画	(様式-4により評価) 早期に出動するための体制及び災害を想定した業務実施体制が適切であること。
アクセス	(様式-5により評価) おおむね2時間以内に八代河川国道事務所に参集することができない場合は、選定しない。

10. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局は、上記6.(1)②に同じ。

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和4年1月28日(金)から令和4年2月14日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 交付場所：〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 調査課

③ 交付方法：手渡し、または事務所HPにて交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和4年1月28日(金)から令和4年2月14日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所：上記6.(1)②に同じ。

③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

11. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和4年1月28日（金）から令和4年2月4日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所：上記6.（1）②に同じ。FAX番号：0965-32-1688

③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。

（注）：FAXで提出した場合は、FAX送信後、八代河川国道事務所 調査課長へ電話で着信確認すること（不在の場合は調査課職員で可）。

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和4年2月9日（水）までに行う。

12. 協定締結業者の選定及び通知

本協定の締結企業は、技術資料等に基づき評価・選定する。その結果は、令和4年3月4日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

13. その他

(1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

(4) 提出期間を過ぎてからの申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。